

地方自治体間の財政力格差を是正するための  
地方財源の充実・強化を求める意見書

厳しい財政状況の中で、我々地方自治体も国が進める三位一体の改革の中で広域合併や合理化による努力を最大限努めてきたところである。

ここに来て全国的に見て、景気は確実に上向き基調にあるとの報告がなされているが、地方に住む者にとっては、その実感がないのが実状である。特に都市部と中山間地、過疎地を抱える地方との経済、雇用、社会資本の整備等の格差は、いかんともしがたい現実である。

経済効果は、低くとも先祖代々からの農地を受け継ぎ、また森や川や海の豊かな自然を守ることは、国土の保全、すなわち防災面や環境維持、食糧供給にとって、重要な役割を担っているものである。経済面だけを重視して、皆が都会に住んで、それで国、国土が存続するはずがなく、都市部と地方がお互いに支えあってこそ、豊かな国が成り立つものであります。

地方自治体間の財政力格差を是正するために、財政制度等審議会からも偏在性のある地方法人二税（法人事業税・法人住民税）の見直しが提言されているところであるが、国においては、早急に格差是正のための税制改革をはじめ地方税財源の充実・強化に取り組み、地方が安定した財源のもと、住民の幸福のため自ら考え、積極的に行動できる体制を構築できるよう、切に要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

田辺市議会

(提出先)

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
衆議院議長  
参議院議長